

宮田委員資料

第1 地方自治体をめぐる問題について

地方自治体、とくに基礎自治体に対しては、犯罪をした者の住民登録から始まり、福祉や医療、居住の問題等で大きな関わりを持つ。地方自治体も住民も、本法や更生支援への関心は低く、各場面において、いかなる配慮をすべきかについて、関係各省庁からの通達、通知、指示等を行う必要がある。

1 住民票が置けないとなにも始まらない

基礎自治体との関係で、本法施行のもとで、是非、自治体にご認識いただき、協力をしていただかなければならないのはまずは住民登録の問題である。

犯罪をした者で、とくに刑務所で受刑している人は、住民票が除かれている場合があり、新たに住民票を作る必要があることが多い。また、住民票が除票となっていなかったとしても、住民票のない場所を新たな居住地とする場合にも異動の問題が生じる。

住民票がなければ、アパート等の入居の申込みや就職活動の際の履歴書への添付もできないし、健康保険にも入れないうえ、さらに、生活弱者の場合には必須の生活保護申請、障害者手帳取得等ができない。この手続きを円滑に進めなければ居住も就労も確保できないのであり、多くの住居や就労の確保できないものは、この住民登録の問題を抱えていた可能性が高い。

住民票が除籍されている者については、刑務所から出たときには住民票がある状態にしておくことが、円滑な社会復帰のためには必要不可欠であるところ、例えば、

- ①住民票から除籍されている者については、刑務所等の施設がある場所で一旦住民票を置き、その移動という方法をとる
- ②出所前の外出の利用等による本人出頭で、出所前に帰住先調整をした自治体で住民票を作らせる

といった、出所前の住民登録をすることが考えられる。

また、基礎自治体での住民登録をしようとした場合に、本人確認の書面がないために、窓口で登録を拒まれる例も存するようである。刑事裁判では、本人確認の書類を集積しているのだから、判決謄本や受刑の証明書は本人であることの証明に使えるものと考えられ、例えば、基礎自治体に対して、受刑証明書の提出と以前の住民票の抹消の事実があれば、出頭した自治体で住民登録ができるようにしていただけると手続きがスムーズに進むものとする。

2 生活保護についての体温差が大きい

犯罪をした者で、障害がある者や高齢の者はとくに、生活保護申請をする必要があるし、そうでない者であっても、刑務所内での月数千円の作業報奨金ではアパートを借りる金がたまらないため、生活原資にこと欠き、生活保護により住居の確保をする必要がある者も少なくない。

しかしながら、福祉事務所どうし、あるいはその職員どうしの体温差は極めて大きく、受け入れに対して極めて消極的な態度をとられる場合がある。例えば、福祉事務所に出頭したときに「ここにはあなたの住民票がない。以前住民票を置いていたところに行け。」等と言われるケースは少なくない。所在地及び逮捕地で保護が受けられることが通知されているにも関わらず、である。

また、生活保護を受けていれば、医療が受けられるわけだが、医師からの指示でダルクに入所しようとしたところ、家族とともに住民票を置いている自治体から

「地域外でのダルク入所の費用は出せない」

と言われた例があると聞いている。かような自助グループへの参加も、生活保護支援の対象であるはずである。

上記の住民票の問題とともに、生活の本拠を定め、生活基盤を置くことがなければ生存権が守れないのであり、再犯防止法の成立を受け、この点についての基礎自治体のご理解を深めるよう指導・啓発をしていただきたい。厚労省は、平成27年12月24日付け社会・援護局総務課事務連絡で、犯歴の有無にかかわらず地域で同じように福祉支援をしていくように、各自治体の福祉担当部局に対する通知を出しているが、未だ必ずしもこの効果が出ていないように思われ、さらに周知・徹底をお願いしたい。

3 自治体による保護司会等への支援

当職は東京都中央区で保護司をしているが、同区の保護司会は、中央区福祉保健部生活支援課地域福祉係が事務局機能の多くを果たしてくれている。基礎自治体が保護司会の事務局機能を担って頂けると、保護司が本来業務に時間を割くことができるのであり、少なくとも余裕のある自治体にはかような協力を得ることができるかと非常にありがたい。また、中央区のように、福祉担当部門が事務局であると、保護司が、対象者の福祉に関わる問題を抱えたときに、担当職員にどの窓口で相談すればよいか等を具体的に相談できるという非常に大きなメリットがある。少なくとも、保護司と福祉部門との交流の機会を作るなどしていただくと、活動がしやすくなるものと思われる。

また、大田区等では、自治体の施設の一部を、更生保護サポートセンターの活動場所として提供している。各自治体が、かような場所提供の便宜を図って頂けると大変助かるどころ、法務省だけでなく、国土交通省や総務省からもかような協力を検討するよう呼びかけていただくこと等が必要かと思われる。

4 自治体と弁護士会との連携

罪に問われた障がい者の関係で、兵庫県弁護士会と福岡県弁護士会北九州部会等が自治体との連携をしており、とくに前者では、昨年からは、兵庫県福祉課、兵庫県地域生活定着支援センターとの連携により、起訴猶予や執行猶予になった障害や認知症のある人が福祉手続の同行支援等をする「寄り添い弁護士」活動を実施している。

福祉的支援の必要な高齢者、障害者に対しては、弁護士が福祉事務所まで同行し、書面作成等に対する支援をする必要が高いし、書面作成のみか、障害年金の

申請や審査請求、支給量の市町村との交渉など、弁護士がかかわるべきことは多い。厚労省は、上記のとおり、犯歴の有無に関わらず福祉が受けられるよう通知を出しているが、現実には、窓口で障害のある人等が臆してしまう、あるいは職員からの説明の意味がわからない、文字を書くことが不得手等のことも多く、弁護士の同行支援が必要な場面は多い。これらについては、本来、法テラスの民事法律扶助での支援がされるべき場面であると考えられるが、兵庫県の「寄り添い弁護士」では、現在、弁護士会が活動助成をしているが、これについて都道府県が助成をする方法は十分検討に値するものと思われる。

5 自治体に対する再犯防止法についての周知徹底や交流を

各都道府県の地域生活定着支援センターに対する取組には大きな差があり、県によっては、センターである自治体あるいは委託を受けた団体が十分に機能していないところがある。この点について、センター相互の交流を図るなどして、センター機能の向上を図るのは、都道府県の問題でもあり、なおかつ、場の設定については国の問題でもある。各都道府県のセンターの有効な情報交換等が図れるようにすべきである。なお、現在、一般法人全国地域生活定着支援センター運営協議会が、センター職員の研修やセンター相互の情報交換等を行っているが、この公益法人化等の検討も考えられる。

東京都は、センターのコーディネート事業の実施のために、都内の基礎自治体に対して、現在地主義やそれを補う逮捕地での支援の問題についての周知などをして、センターが協力を得やすいよう動いたと聞いている。都道府県と基礎自治体との間で、センター事業が行いやすいよう、情報提供や指導、情報交換が行われることが望まれる。

また、犯罪をした者の福祉、医療、居住等の問題は、その者の所在する基礎自治体との問題といってもよい。ここまでに各論点で論じていたことについて、基礎自治体がいかに理解し、協力していただけるかが、今後の再犯防止計画の成否にかかっていると見える。各自治体では、この法律の成立についての十分な情報が行き渡っていない。情報を行き渡らせるについては、各地で更生保護への共感を持って頂けるような情報提供が望まれる。例えば、法務省からの各地の自治体へのレクチャーといったことも考えられるし、各地の保護司会あるいは弁護士会等の更生保護に関わっている民間セクターと自治体との間で、現に犯罪をした者に接するとき何が問題となるのか、それが自治体の業務の中でどう改善し得るのか等について、真摯で率直な意見交換をしたうえで、それを自治体内に広報するといった方法も考えられる。計画策定に際しては、情報提供について、具体的に効果のある方策を提案し、実施していただくことが大切かと思われる。

犯罪をした者と接する可能性のある窓口業務担当者など、業務の末端に至るまで、この法律の理念を理解していただく必要があると思われ、高齢者に対する地域包括センターや障害者に対する障害者相談センター、発達障害者相談センター、精神保健福祉センター、保健所といった、地域での相談業務にかかわる部署（事業によっては民間委託しているものもある）にはとくに十分に行き渡らせる必要がある。

6 自治体が更生保護支援の金銭面での支援ができるための方策を

当職は、東京都中央区で保護司をしているが、財政的に非常に豊かな区がある反面、そうでない区も相当数存する。

自治体によっては、個別事業についてガバメントクラウドファンディングの手法を用い、国民全体から金銭を集めることを試みており、更生保護事業（のうちの一部であっても）に関連した事業について、基礎自治体が、更生保護に関連する民間団体と協力してかような方法で金銭を集めることも検討に値し、積極的に推進することが考えられる。例えば、子ども食堂などの、子どもの未成年の居場所を作るための試みなどについては協力が得やすいものと思われる。なお、ガバメント・クラウドファンディングについて以下のサイトがある。

<https://www.furusato-tax.jp/gcf/about.html>

第2 関連機関の整備の問題について

1 関係機関との情報共有について

関係機関との連携関係を整備していくためには、情報の共有が必要となる。

再犯防止法11条は、「国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。」としており、個別の事情に応じたアセスメントと処遇計画、更生支援計画の策定が必要となる。

この情報を管理するについては、同法でも個人情報の扱いへの注意が必要であるが、個人の特性に関する情報や支援方策についての資料を集約し、それを矯正、保護、福祉の各段階で共有するとともに、各段階での関係者のカンファランスを実施して情報を更新していくことが望まれる。かような情報の管理と共有のためのシステムの枠組みを作ることが必要であることはもちろん、各段階での情報の収集及び各種決定について、本人同意のもとでそれが行えるよう、法的助言の可能な弁護士が関与すること等も検討されなければならない。

また、上述のとおり、本人意思の補完のために、後見人の選任が必要となる場面や、本人の抱える法的問題（地域定着支援センターの関わった案件には、本人の知らない間に養子縁組や婚姻の届がされているものなども散見される）の処理なども相当数存在すること、刑事事件での弁護人の福祉支援等も含めた活動の充実ぶりなどを考えれば、国の直接の機関とはいえないが、準独立法人として法務省の傘下にある日本司法支援センター、いわゆる法テラスの予算の確保と対象事業の拡大等といった機能の充実も極めて重要な問題である。平成27年3月に、司法ソーシャルワーク活動を推進するための制度的整備のために総合法律支援法が一部改正され、「認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられている国民等」を「特定援助対象者」と規定し、資力を問わない法律相談を可能にするなど、民事法律援助を利用しやすくするための改正が行われたが、生活保護や年金申請等の援助は見送られている。このような申請等への援助は、再犯防止

法の実行化のためには必要不可欠なものであったはずであり、かような見地からさらなる法改正をすべきである。

2 協議のできる場を

計画を立てたときに、その計画の実行の状況についてフィードバックをする機会を持つことは極めて重要である。計画全体についての見直しは概ね5年で行うにしても、今般できた計画について、半期ないし1年に一度、計画の実施状況について報告し、調整を行うことも必要であろう。今般開かれた協議会が、この計画を立てるための一時的なものではなく、かような調整のための機関として発展して欲しい。

3 犯罪をした者の回復と社会包摂の視点を

「再犯防止と安全確保」というのは極めて単純で理解を得やすい発想ではある。しかしながら、何度も記載してきたとおり、犯罪をした者が、背景にある様々な問題を解決し、あるいは問題の悪影響をできる限り小さくしていく結果として再犯の防止が図られるのである。犯罪をした者に対して、その権利の擁護や意思の尊重の視点を忘れることなく（もちろん、認知のゆがみがある場合、認識に問題がある場合の治療や説得等を否定するものではない。ただし、今までその方法に問題があったのではないか、という視点は必要である）、改善・更生・社会復帰という大きな目的を達成することが重要であり、その到達点は地域への定着、社会からの包摂であるという視点は不可欠で、かような面から各手続を俯瞰し、立てた計画に対して修正すべき点を見いだしていくべきと考える。

4 トップダウンも必要な分野である

犯罪をした者に対する社会の偏見は強く、なかなか社会で受け入れてもらえないというのが実情であり、今般、議員立法で再犯防止法ができたことの意味は大きい。

今後、さらに、閣僚や国会議員は政務で忙しいとはいえ、矯正や保護の現場に足を運んでいただき、あるいは更生保護に関わっている人達との懇談の機会を設けていただきたい。もちろん、同様の認識を、県知事、県議会、基礎自治体の首長や議会とも共有できるようにしていただければと考える。犯罪をした者の更生の問題は、票にはならない問題であるかもしれないが、かように地味で時間のかかる問題について国や地域のトップが理解を持っているということ自体に意味がある。さらに、かような方々が、海外での刑罰や処遇のあり方について知見を深めていただくことは極めて重要であると思われるし、さらに、国内の関係者とその知見について共有する機会を持っていただければと考える。